

川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館の指定管理者制度導入についての検証

1 指定管理者

(1) 指定管理者	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団（川崎市中原区小杉町3-245）
(2) 指定期間	平成18年4月1日～平成23年3月31日
(3) 業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者への助言・指導、相談業務 ・ボランティアの育成及び援助 ・地域福祉活動を進めるための行事・講習会等の実施 ・障害者及び福祉関係者等が実施する会議、研修会のための会議室等の提供 ・障害者デイサービス事業の運営 ・施設の維持管理に関する業務

2 検証結果

項 目	検 証
1 最適な公共サービスの手法の選択	1
(1) 最適な公共サービス提供主体の選択	(1)
① 法制度上の必要性	① 身体障害者福祉会館は「身体障害者福祉法第28条第1項の規定による身体障害者更生援護施設の設置及び運営に関する基準」によって施設に関する基準が定められているが、この基準を満たす運営主体を「公」に限定してはいない。
② サービスの制度趣旨や社会状況	② 身体障害者福祉会館は「身体障害者福祉センターのうち身体障害者デイサービス事業を行うとともに、ボランティアの養成その他身体障害者の福祉の増進を図る事業を行うもの」と定義され、川崎市身体障害者福祉会館条例においては、施設設置の目的として「身体障害者の自立更生を援助するとともに、身体障害者の福祉に係る地域活動を促進し、もって地域における身体障害者福祉の増進を図る」としている。 障害者福祉の地域活動促進にあたっては、一定程度、行政が関与しながら、民間の柔軟な発想による業務運営が可能で「行政関与型」による運営方式が効果的であり、他都市の事例においても指定管理者制度を利用した民間部門による運営が多数みられる。
③ サービスの質を担保する仕組みの存在	③ 基本協定書に、市は指定管理者に事業報告書の提出を義務付け、併せて指定管理施設への立入検査や運営業務についての説明を求められることができ、指定管理者による運営業務が、指定の条件を満たしていない場合は、業務改善の勧告を行うことができる旨を規定している。 また、第三者評価についても努力事項とし、保護者会の定期開催等を通じ、苦情処理に対しても対応するシステムを構築している。
(2) 効率的な運営手法の検討	(2)
① 市民満足度の高いサービス提供	① 直営と同程度のサービス水準を確保しつつ、民間ならではの柔軟な発想による取組も一部取り入れられている。
② 施設運営の継続性、安定性、公平性の確保	② 年度ごとの事業報告の提出を義務付け、評価を実施することによって、良好な施設運営の継続性や安定性が確認できている。また、公平性については、定期的に市内4箇所の身体障害者福祉会館の館長会議を、障害福祉課担当者同席のもと開催し、各施設の状況を確認することによって、確保できた。
③ 効率的、効果的な運用の確保	③ 利用主体が障害者である施設のため、効率性を重視する業務運営に終始することはできないが、利用者のニーズに応えた運営を行うことによって、利用者の確保につながる等、一定の成果は見られた。 (生活介護利用者数の増加24名→29名、自主活動団体のリハビリ訓練活動援助協力、IT援助)
2 サービス向上等	2
(1) 安定性	(1) 各年度の事業報告書によると、指定期間を通じ、ほぼ安定した利用者数を確保していることから、安定したサービス水準を保っていたと考えられる。
(2) 公平性	(2) 指定期間を通じ、保護者会や利用者の会を開催し、集約した意見を反映し、さらに館長会議による意見交換も行うことで、サービスの公平性を確保した運営を行っていた。
(3) 専門性	(3) 指定管理制度導入前から運営に携わっており、また社会福祉事業団自体が保有する長年の運営ノウハウも蓄積されていることによって、サービスの質は確保されている。
(4) 創意工夫	(4) 安定した運営ではあったが、指定管理者の柔軟な発想の活用による、新規取り組みは、やや少なかった。

項 目	検 証
3 コスト検証 算定方法	3 指定管理料算出当初と比較し、運営主体の努力によって、利用料収入が増加するとともに、人件費や光熱費は抑えられている。これによって、コスト面で一層の効果をえられるような指定管理料の見直しが可能な状況である。
4 施設の安全性 大規模修繕の必要性	4 施設内のトイレ数が利用者数に対し、不足しているため、男子トイレ内に1箇所洋式トイレの増設が求められているが、配管の新設を行う等、大規模修繕となる。
5 総 括 成 果	5 指定管理制度導入時に想定していた以上に、利用料収入が増加し、逆に経費は抑制されているため、経済性の観点からは成果を上げていると考えられる。安定的な運営とともに、民間ならではの柔軟なサービス提供が加えられることによって、サービス向上が見込まれることから指定管理者制度の活用した運営を継続していくことが望ましい。